

# 火災により被害を受けられた方へ

## 尼崎市消防局

火災にあわれた皆様方には、心よりお見舞い申し上げます。

### り災証明について

火災により被害を受けられた方が、保険金の請求などのために、証明が必要なときは「り災証明書」を発行しています。「り災証明書」は、消防署（本署・分署）で発行しますので、「り災証明書」が必要なときは「り災証明申請書」を下記の消防署（本署・分署）に提出してください。なお、出張所では「り災証明書」は発行できませんので御注意ください。また、「り災証明書」発行には原則、下記に示す「り災報告書」の提出が必要となります。

※ り災証明書発行には手数料1通300円が必要になります。

（尼崎市手数料条例第7条による減免措置あり）

※ 「り災証明申請書」は尼崎市公式ホームページからも印刷可能です。

《尼崎市公式ホームページ掲載場所》

【くらし・手続き】⇒【消防・救急】⇒【消防関係各種申請・届出書・講習・試験案内】  
⇒【消防関係申請書・届出書（消防救急関係）】⇒【り災証明書申請書】

### り災報告書について

火災が発生した場合、火災の原因調査と損害調査を実施します。損害調査は、火災により被害を受けられた方に「り災報告書」を提出していただき実施しますので、該当項目を記入し速やかに下記の消防署（分署・出張所含む）に提出してください。

### 担当消防署連絡先

- |                                       |              |  |              |
|---------------------------------------|--------------|--|--------------|
| <input type="checkbox"/> 尼崎市中消防署      | 06-6401-0119 | <input type="checkbox"/> 尼崎市東消防署       | 06-6494-0119 |
| <input type="checkbox"/> 尼崎市中消防署三和分署  | 06-6412-0119 | <input type="checkbox"/> 尼崎市東消防署常光寺出張所 | 06-6401-5119 |
| <input type="checkbox"/> 尼崎市西消防署      | 06-6411-0119 | <input type="checkbox"/> 尼崎市北消防署       | 06-6421-0119 |
| <input type="checkbox"/> 尼崎市西消防署武庫分署  | 06-6431-0119 | <input type="checkbox"/> 尼崎市北消防署園田分署   | 06-6492-0119 |
| <input type="checkbox"/> 尼崎市西消防署大庄出張所 | 06-6416-0119 | <input type="checkbox"/> 尼崎市北消防署塚口出張所  | 06-6422-0119 |

## り災証明書が必要となる手続き

※ 詳しくは、それぞれの担当窓口で、ご確認願います。

項目	内容	担当窓口
廃棄物処理	火災で発生した廃棄物の処理 (一般家庭のり災ごみに限ります。)	市環境部 クリーンセンター 06-6409-0101
保険金請求	加入している保険金の請求	加入保険会社
登記の抹消	り災した建物の登記を抹消するとき (手続きには事前予約が必要です)	神戸地方法務局尼崎支局 06-6482-7401
税金	損害の程度により市民税・県民税・固定資産税・都市計画税の減免が受けられる場合があります。	市税務管理部 市民税課 06-6489-6246 市税務管理部 資産税課 06-6489-6262
	損害の程度により所得税の減免が受けられる場合があります。	尼崎税務署 (自動音声案内) 06-6416-1381 ※ 音声案内「2」
保険料(税)	損害の程度により国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療制度の保険料(税)の減免や介護サービスの利用料の減免が受けられる場合があります。また焼損程度により、減免額は異なります。	市市民サービス部 国保年金課 06-6489-6423 市福祉部 介護保険事業担当 06-6489-6376 市市民サービス部 後期高齢者医療制度担当 06-6489-6836
市営住宅の一部利用	火災により住宅がり災したときに一時的に市営住宅を使用できる制度です。	市住宅部 住宅管理担当 06-6489-6632

## り災証明書が不要な手続き

項目	内容	担当窓口
運転免許証	運転免許証の紛失・焼失・棄損・汚損による再発行 ・ 再発行時に用意するもの(準備可能な場合) 焼け残った免許証、身分証明書、名刺5枚等	阪神運転免許更新センター 072-783-0110
災害見舞金	火災により、死傷者が発生した場合又は住宅が焼損(全焼又は半焼)した方に対し、見舞金を支給する制度です。	市福祉部 福祉課 06-6489-6348

※ 上記内容は、り災者を支援する制度の一部であり、火災後の手続きすべてを網羅していません。